

原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合 議 事 次 第

平成 23 年 5 月 12 日 (木)
17 : 25 ~ 17 : 55
官邸 2 F 小ホール

1. 開会
2. 海江田原子力経済被害担当大臣 冒頭挨拶
3. 東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて (決定)
4. 原子力損害賠償の実施について (報告)
5. 原子力災害被害者に対する緊急支援措置について (決定)
6. 菅内閣総理大臣 締めくくり発言
7. 閉会

原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合

平成23年5月12日

菅内閣総理大臣

海江田原子力経済被害担当大臣	(チーム長)
枝野内閣官房長官	(副チーム長)
野田財務大臣	(副チーム長)
高木文部科学大臣	(副チーム長)
海江田経済産業大臣	(副チーム長)

片山総務大臣

江田法務大臣

松本外務大臣

細川厚生労働大臣

鹿野農林水産大臣

大畠国土交通大臣

松本環境大臣

北澤防衛大臣

中野国家公安委員会委員長

松本内閣府特命担当大臣 (防災)

蓮舫内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)

与謝野内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)

自見内閣府特命担当大臣 (金融)

玄葉国家戦略担当大臣

鈴木文部科学副大臣	(事務局長)
-----------	--------

仙谷内閣官房副長官	(事務局長代理)
-----------	----------

福山内閣官房副長官	(事務局長代理)
-----------	----------

細野内閣総理大臣補佐官	(事務局長代理)
-------------	----------

東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する 政府の支援の枠組みについて(案)

平成 23 年 5 月 12 日
原子力発電所事故経済被害対応チーム
関係閣僚会合決定

東京電力福島原子力発電所事故（以下「事故」）については、4月17日に東京電力株式会社（以下「東京電力」）が「事故の収束に向けた道筋」を公表している。政府は、東京電力に対し、この道筋の着実かつ極力早期の実施を求めているところであり、また、定期的にフォローアップを行い、作業の進捗確認と必要な安全性確認を行うこととしている。政府としては、一日も早く炉心を冷却し安定した状態を実現すべく、国内外のあらゆる知見、技術等得られるすべての力を結集し、万全の対策を講ずる。

事故によって住民や事業者の方々に大きな損害が発生していることに対し、今般、東京電力が、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」）に基づく公平かつ迅速な賠償を行う旨の表明があった。また、東日本大震災による東京電力福島原子力発電所の事故等により資金面での困難を理由として、政府による支援の要請があった。

この要請に関し、第一に、賠償総額に事前の上限を設けることなく、迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること、第二に、東京電力福島原子力発電所の状態の安定化に全力を尽くすとともに、従事する者の安全・生活環境を改善し、経済面にも十分配慮すること、第三に、電力の安定供給、設備等の安全性を確保するために必要な経費を確保すること、第四に、上記を除き、最大限の経営合理化と経費削減を行うこと、第五に、厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じること、第六に、全てのステークホルダーに協力を求め、とりわけ、金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うこと、について東京電力に確認を求めたところ、これらを実施することが確認された。

政府として、第一に、迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、第二に、東京電力福島原子力発電所の状態の安定化及び事故処理に係る事業者等への悪影響の回避、そして第三に、国民生活に不可欠な電力の安定供給、という三つを確保しなければならない。

このため、政府は、これまで政府と原子力事業者が共同して原子力政策を推進してきた社会的責務を認識しつつ、原賠法の枠組みの下で、財政負担の極小化を図ることを基本として東京電力に対する支援を行うものとする。

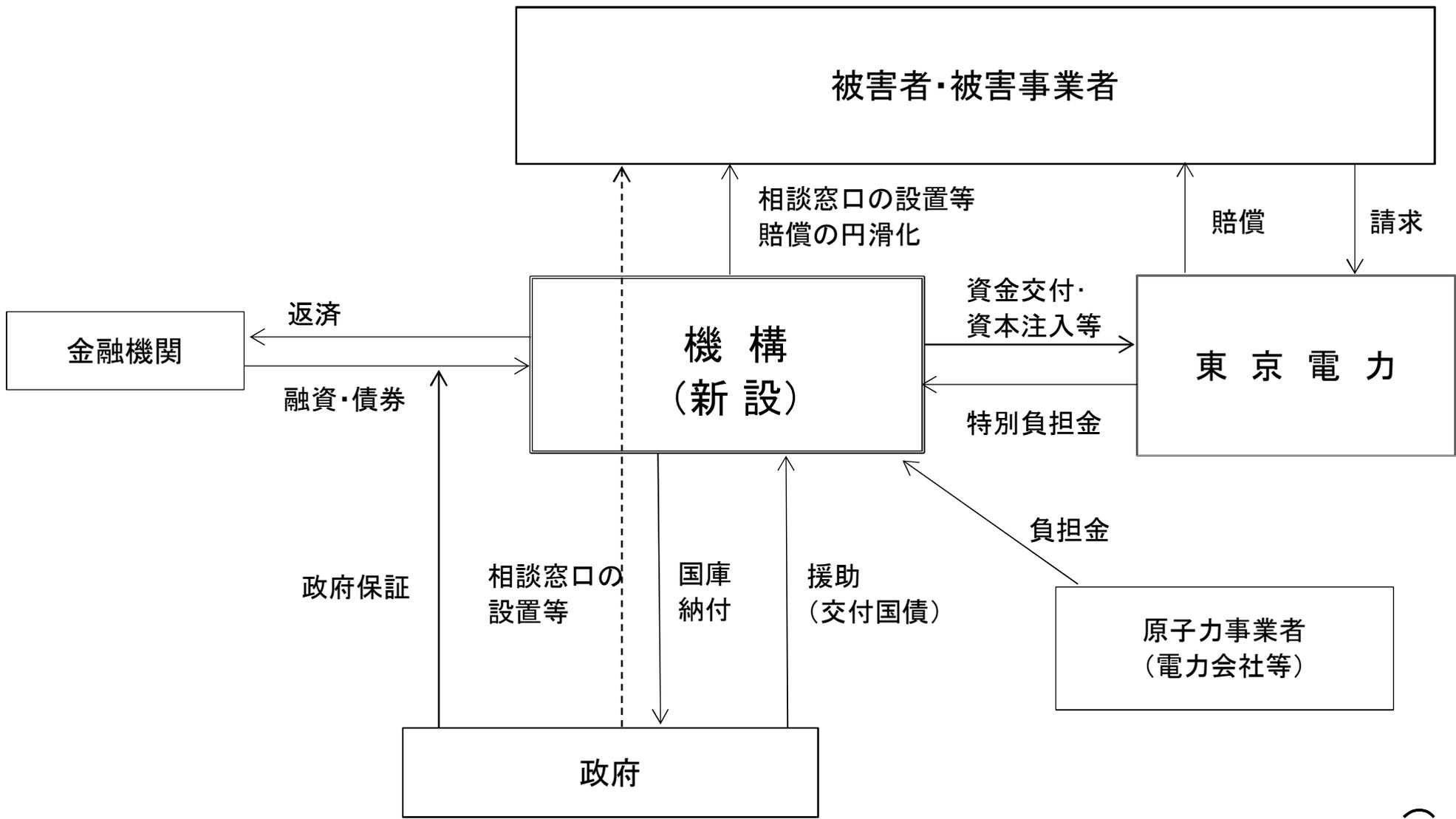
政府は、今回の事態を踏まえ、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる枠組みを設けることとし、東京電力以外の原子力事業者にも参加を求めることとする。

また、電力事業形態のあり方等を含むエネルギー政策の見直しの検討を進め、所要の改革を行うこととする。今回の支援の枠組みが、この検討・改革に支障を生じさせないようにするとともに、一定期間後に、被害者救済に遺漏がないか、電力の安定供給が図られているか、金融市場の安定が図られているか、等について検討を行い、必要な場合には追加的な措置を講ずるものとする。

(具体的な支援の枠組み)

政府の東京電力に対する支援の枠組みとして、次のように原子力事業者を対象とする一般的な支援の枠組みを策定し（別添図参照）、速やかに所要の法案を国会に提出することを目指す。

1. 原子力損害が発生した場合の損害賠償の支払等に対応する支援組織（機構）を設ける。
2. 機構への参加を義務づけられる者は原子力事業者である電力会社を基本とする。参加者は機構に対し負担金を支払う義務を負うこととし、十分な資金を確保する。負担金は、事業コストから支払を行う。
3. 機構は、原子力損害賠償のために資金が必要な原子力事業者に対し援助（資金の交付、資本充実等）を行う。援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助できるようにし、原子力事業者を債務超過にさせない。
4. 政府または機構は、原子力損害の被害者からの相談に応じる。また、機構は、原子力事業者からの資産の買取りを行う等、円滑な賠償のために適切な役割を果たす。
5. 政府は、機構に対し交付国債の交付、政府保証の付与等必要な援助を行う。
6. 政府は、援助を行うに先立って原子力事業者からの申請を受け、必要な援助の内容、経営合理化等を判断し、一定期間、原子力事業者の経営合理化等について監督（認可等）をする。
7. 原子力事業者は、機構から援助を受けた場合、毎年の事業収益等を踏まえて設定される特別な負担金の支払を行う。
8. 機構は、原子力事業者からの負担金等をもって必要な国庫納付を行う。
9. 原子力事業者が負担金の支払により電力の安定供給に支障が生じるなど例外的な場合には、政府が補助を行うことができる条項を設ける。



※機構は、金融機関が行う東京電力に対する融資への債務保証、東京電力社債等の購入等が可能
 ※政府または機構が、被害者の相談窓口の設置等を行うことについて検討

(別添)

決定まで対外秘

(参考)

原子力損害の賠償に関する法律 (抄)

(無過失責任、責任の集中等)

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

(国の措置)

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようとするものとする。

原子力損害賠償の実施について

平成23年5月12日
内閣官房
原子力経済被害対応室

1. これまでの指針策定、経済被害対応本部決定等の経緯

(1) 4月11日

原子力損害賠償紛争審査会設置

(2) 4月15日

第1回原子力発電所による経済被害対応本部決定

「避難・屋内待避を行っている住民の方々に対しては、
東京電力(株)は、(中略) 当面の必要な資金を可及的
速やかに給付する」

上記決定を受け、東京電力(株)は、避難、屋内待避を
行っているの方々に対し、1世帯100万円、単身世帯7
5万円を支払う旨発表(その後、計画的避難区域等の方々
も対象に)。支払いに当たっては、地方自治体の多大な御
協力を得ている。

(注) 東京電力(株)は約46,000世帯分の請求書を回収、
約7,000世帯弱分を振込済。5月中に振り込みをほぼ
終えるのが努力目標。

(参考) 原子力被害を受けている事業者が利用できるものとして、以下のような措置が講じられてきた。

○中小企業向けの金融支援

・特別相談窓口の設置、長期・低利のセーフティネット貸付け、セーフティネット保証の対象拡大等を実施。

○農林漁業者向けの金融支援

・JA、JFグループ等の主体的な取り組みとして、農林漁業者へのつなぎ資金の融資を実施。

(3) 4月28日

第3回原子力損害賠償紛争審査会で、

- － 政府による避難等の指示に係る損害
- － 政府による航行危険区域設定に係る損害
- － 政府等による出荷制限指示等に係る損害

を内容とする「第一次指針」を発出。

(4) 自治体における取組み

5月2日、福島県が呼びかけ、県内の原子力損害賠償に関する関係団体及び自治体等の連絡調整を図るため、原子力損害に関する関係団体連絡会議を開催。

2. 第一次指針を受けた対応について

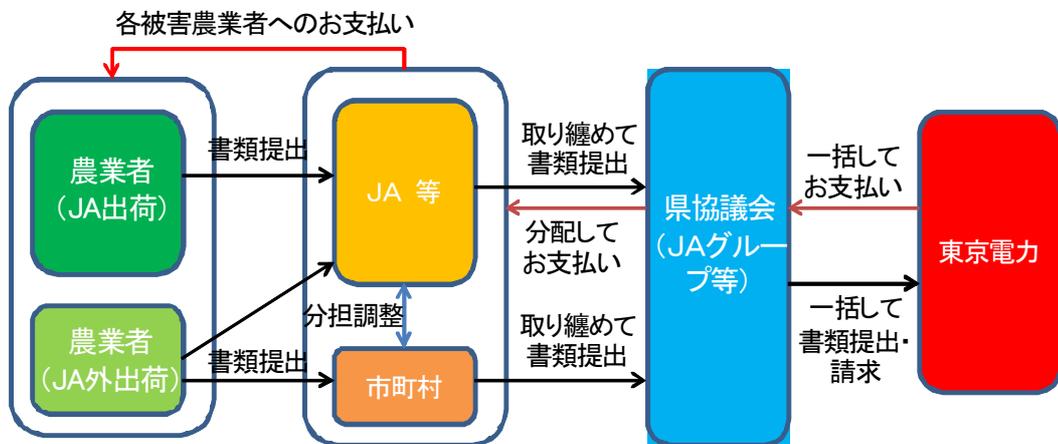
(1) 第一次指針の対象とした避難住民の方々、出荷停止等を余儀なくされた農林漁業者や操業停止に追い込まれている中小企業者を始めとするの方々に対し、適切な原子力損害賠償措置が早急に実施されることが極めて重要。

(2) 東京電力(株)は前出のとおり、避難住民の方々に対し、仮払いを開始している。

(3) 事業者の方々に関し、下記の措置を講じることが適当。

① 農林漁業者に関し、その業種特性を踏まえ、地域の実情に応じ生産者団体等を活用した仮払いを早急に実施。

(仮払いスキームのイメージ)



② 中小企業については、多様な業態が存在することから、地域の実情に応じて関連団体を活用した円滑な仮払いに向けた仕組みを早急に検討する。

(参考) 支払いの諸論点について検討を行うため、福島県商工会連合会、福島県商工会議所連合会、福島県中小企業団体中央会、東京電力(株)等による協議会を来週早々にも開始すべくメンバー間で調整中。

(4) 上記を内容とする政府の決定を明らかにすることとする。

(参考) 政府は、原子力被害を受けている事業者に対し、今後予定するものも含め、以下のような措置を随時拡充して講じている。

○中小企業向けの金融支援

- ・警戒区域内の事業者等に対する日本公庫等による長期・低利融資の抜本的拡充や保証枠の倍増
(5月16日から相談受付開始)

- ・警戒区域等からの移転を余儀なくされる者に対する長期・無利子の事業資金融資制度の創設
(4月22日福島県と経済産業省が基本合意、5月末頃の制度開始を目指す)

○農林漁業者向けの金融支援

- ・出荷制限等による被害を受けた農林漁業者のつなぎ融資に対する国の実質的な保証措置
(4月22日に公表)

3. 今後の対応

原子力損害賠償紛争審査会は、今後、第一次指針で対象としなかったいわゆる風評被害や、第一次指針で今後の課題とされていた避難費用の算定方法等につき議論。

できる限り早期に第二次指針を策定し、7月頃に、原子力損害の全体像についての中間指針をとりまとめることを目指す。

(参考) 平成11年のJCO事故の際には、請求のまず1/2の額を仮払いしている。なお、原子力損害賠償紛争審査会に和解仲介の申立てが行われたケース、最終的には、裁判に至ったケースがある。

原子力災害被害者に対する緊急支援措置について(案)

平成23年5月12日
原子力発電所事故経済被害対応チーム
関係閣僚会合決定

1. 東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故に関しては、原子力損害の賠償に関する法律(以下「原賠法」という。)に基づき設置される原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)において、平成23年4月28日、「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」(以下「第一次指針」という。)がとりまとめられた。「第一次指針」では、政府による避難等の指示や、出荷制限指示等によって生じた避難費用、営業損害、財産価値の喪失等を対象として、損害の範囲についての基本的な考え方が明らかにされた。
2. 同日、東京電力(株)においては、原子力損害の賠償に関する専用の窓口が設置され、今般策定された「第一次指針」も踏まえつつ、相当因果関係のあると認められる風評被害も含め、すべての損害を受けた方々の損害賠償請求に対応し、相談・受付を始めとする手続きが開始されたところである。
3. 避難住民の方々はもちろん、農林水産業者や中小企業者の方々を始めとして、厳しい状況に置かれている被害者の方々が、出来る限り速やかに適切な賠償を受けられることを強く期待し、損害賠償の一義的責任を有する東京電力(株)に対し適切な対応を求める。
4. ただし、すべての損害賠償請求の手続きが完了し、賠償金が実際に支払われるまでには一定の時間がかかることが見込まれる。こうした中、特に審査会が被害の蓋然性が高いとして「第一次指針」の対象とした避難住民、政府指示による出荷停止等を余儀なくされた農林漁業者や避難指示を受け操業停止に追い込まれている中小企業者を始めとする方々に対し、適切な原子力損害賠償措置が早急に実施されることがきわめて重要である。
5. このため、東京電力(株)は、平成23年4月15日の本部決定を踏まえた避難・屋内待避をされていた方々への資金給付にとどまらず、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の方々に対しても、被災者生活再建支援法の規定により、地震や津波により家屋が倒壊した被災者に支給金が支払われることを踏まえつつ、損害への充当を前提に、当面の必要な資金を給付しているところである。
6. さらなる措置として、東京電力(株)は、下記の損害について、損害への充当を前提に、当面の必要な資金を可及的速やかに支払うこととする。

- 「第一次指針」の「第3 政府による避難等の指示に係る損害について」に掲げる避難区域、屋内待避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域において農林漁業者が被った営業損害（殺処分された又は死亡した家畜にかかる財物価値の喪失及び処分費用を含む）
- 「第一次指針」の「第4 政府による航行危険区域設定に係る損害について」に掲げる航行危険区域の設定により、漁業者が被った営業損害
- 「第一次指針」の「第5 政府等による出荷制限指示等に係る損害について」に掲げる政府による出荷制限指示又は地方公共団体が合理的理由に基づき行う出荷又は操業に係る自粛要請等（生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行う場合を含む。）があった区域における当該出荷制限指示等の対象品目に係る農林漁業者が被った営業損害

なお、上記の支払いについては、請求者の置かれている経済的状況等にかんがみ、例えば、請求者が生産者団体又は地方公共団体のとりまとめに基づき請求する額の一定比率について仮払いを行うなど、関係事業者団体等の協力を得つつ、速やかな賠償の実現に向けた取組が求められる。

7. また、中小企業者の方々に対する東京電力（株）による迅速な損害賠償の実現に向け、「第一次指針」の「第3 政府による避難等の指示に係る損害について」に掲げる避難区域等において中小企業者が被った営業損害について、製造業、サービス業、小売業、建設業など多様な業態が存在することを踏まえつつ、円滑な仮払いの実施に向けた仕組みについて、関係者間で早急に検討を実施することとする。さらに、中小企業者の方々に対しては、日本公庫等による融資制度の拡充や、政府の避難指示を受けて警戒区域等からの移転を余儀なくされる場合の事業維持のために中小企業基盤整備機構を活用して福島県と連携して長期・無利子の貸付けを行う特別支援制度の創設など、政策支援を大幅に拡充する。
8. 上記の仮払い資金については、将来、確定する損害賠償額の仮払いと位置づけるものとし、政府は、原賠法に基づいて、原子力損害賠償補償契約（東京電力（株）福島第一原子力発電所に係る賠償措置額は1200億円）に即して適切に対応するものとする。
9. 政府は、審査会において、今後、風評被害に苦しむ農林水産業者や中小企業者の方々への損害も含めて速やかに指針がとりまとめられていくことを期待するとともに、被害者の保護等を図るために必要な支援等を講じることとする。

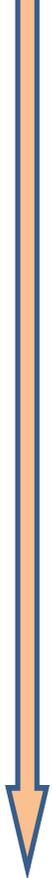
福島原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する一次指針について

平□23□5月
□□□□□

- 原子力損害賠償紛争審査会が、4月28日、賠償を円滑に進めるため、原子力損害の判定等のための指針として策定。
- 被害者の迅速・公平・適正な救済の必要性を踏まえ、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針を策定。
- 第一次指針は、政府指示等に伴う損害について、考え方を示すもの。
- 第一次指針の対象とされなかった損害については、今後検討を行い、順次指針を策定。

地域的分類

時間的分類



	I 避難指示（20km圏内）、屋内退避指示（20～30km圏内）、計画的避難区域等	II 航行危険区域（30km圏内）	III 出荷制限等区域	IV 指示・制限等の対象外地域
事故発生し指示・制限等の期間	(1) 避難費用 ・避難に伴う費用（交通費、宿泊費等） (2) 営業損害（農林水産業、製造業等事業一般） ・営業、取引等の減収分 ・商品廃棄費用、拠点の移転費等の追加的費用 (3) 就労不能等に伴う損害 ・就労不能の場合の給与等の減収 (4) 財物価値の喪失又は減少等 (5) 検査費用（人、物） ・放射線被ばくの検査費用 ・商品の汚染検査費用 (6) 生命・身体的損害 ・避難等によって生じた健康状態悪化等による治療費等	(1) 営業損害 （漁業者、海運業者、旅客船事業者等） ・操業困難による減収分 ・航路迂回による費用増加分 (2) 就労不能等に伴う損害 ・就労不能の場合の給与等の減収	(1) 営業損害 （農林漁業者等） ・出荷、販売困難による減収分 ・商品廃棄費用等の追加的費用 (2) 就労不能等に伴う損害 ・就労不能の場合の給与等 ※対象となる出荷制限等の範囲 ・政府の出荷制限指示 ・地方公共団体等が合理的な理由に基づき行う自粛要請	(1) 避難費用 (2) 営業損害 （農林水産業、商工業、観光業等） (3) 検査費用（物）等
指示・制限解除後	(1) 帰還費用 (2) 検査費用（人、物） (3) 財物価値の喪失又は減少等 (4) 営業損害 等	(1) 営業損害 (2) 検査費用（物）等	(1) 営業損害 (2) 検査費用（物）等	今後検討

※今後、更なる検討が必要な項目
 ・精神的損害（長期避難に伴う精神的苦痛の判定基準や算定要素）
 ・迅速な賠償のための支払い方法（標準単価設定等）
 ・地方公共団体の財産的被害 等

今後検討

今後検討

原発事故経済被害対応チームの開催について

平成 23 年 4 月 11 日
内閣総理大臣決裁
平成 23 年 5 月 9 日
一 部 改 正

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による経済被害についての対応の枠組みの検討等を行うため、原発事故経済被害対応チーム（以下「チーム」という。）を開催する。
2. チームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チーム長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

チーム長	原子力経済被害担当大臣
副チーム長	内閣官房長官
	財務大臣
	文部科学大臣
	経済産業大臣
事務局長	チーム長が指名する副大臣
事務局長代理	チーム長が指名する内閣官房副長官及び内閣総理大臣補佐官
3. チームの庶務は、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、チームの運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長が定める。

原子力災害被害者に対する緊急支援措置について
(原子力発電所事故による経済被害対応本部決定)

平成23年4月15日

1. 東京電力（株）福島第一原子力発電所で発生した事故に関しては、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）に基づき設置される原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）において、原子力損害の範囲の判定の指針等が定められ、被害者に対する賠償が実施されることになるが、現状において、未だ事態が収束していないことから、具体的な損害の発生状況を確認しつつ、当該指針を策定するには一定の時間が必要となると見込まれる。
2. しかしながら、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の規定に基づく指示に従い避難・屋内退避を余儀なくされている住民の方々については、審査会の結論を待つことなく、その厳しい生活環境に鑑み速やかに支援措置を講じることが必要である。
3. そのため、原災法の規定に基づく指示に従い避難・屋内退避を行っている住民の方々に対しては、東京電力（株）は、被災者生活再建支援法の規定により地震や津波により家屋が倒壊した被災者に支給金が支払われることを踏まえつつ、避難・屋内退避による損害への充当を前提に、当面の必要な資金を可及的速やかに給付する。なお、この資金については、将来、具体的な

損害が確定した段階で発生する損害賠償額の仮払いと位置づけるものとし、政府は、原賠法に基づいて、原子力損害賠償補償契約（東京電力（株）福島第一原子力発電所に係る賠償措置額は1200億円）に即して適切に対応するものとする。

4. 同時に、避難・屋内退避を余儀なくされている住民の方々と同様に、出荷停止等を余儀なくされた農林水産業者、中小企業の方々をはじめとする、原子力損害被害者が適切な賠償を出来る限り速やかに受けられるよう、原賠法の規定に基づき、原子力損害の範囲の判定の指針等の策定を速やかに進めていくとともに、被害者の保護等を図るために必要な支援を講じることとする。

以上